

島根同窓会第4回通常総会記念講演会 第7回公開講演会

マイナンバー制度について

平成 28 年 4 月 16 日 (土)

会場 島根学習センター 3階 第一講義室

講師 柏木健志 氏 (松江市政策企画課副主任)

庄司 靖 氏 (松江市市民生活相談課市民活動推進係
専門企画員)



みなさんこんにちは。松江市政策企画課の柏木と申します。よろしくお願いいたします。

今回はマイナンバー制度ということで、すでに本格運用され、少し落ち着いてきました。新聞等で毎日のように報道されていましたが今は少し落ち着いてきています。こうした出前講座の依頼も減ってきたように思います。今日、配っている資料は、「マイナンバー (社会保障・税番号制度)」、「マイナン

バー便乗詐欺が増えています」、「電話を使った詐欺に注意!」です。

まず「マイナンバー」という資料を使って説明します。1 ページ目は、復習になりますが、マイナンバーとは、正式には個人番号と言います。昨年 10 月に日本国内のすべての住民に一人ひとり異なる 12 桁の番号が交付されました。一生涯原則変わらないものです。番号自体も単純なものではなく、複雑なものとなっています。家族でも似た番号ではありません。引っ越しとか結婚でも、原則変わらない番号になります。(ただし、盗難にあったとか悪用される恐れがある場合などは除かれます。)

マイナンバーをどのように活用していくのかというと、国では3つを柱に考えています。まず、公平・公正な社会の実現のため、税金を正しく納めてもらうように、マイナンバーの一元化で、一人ひとり正しい確認をするため活用します。不正受給や脱税を防ぐためや困っている人に支援ができるように活用することになっています。次に行政の効率化です。これは、大きな部分になります。これまで、市役所、税務署、年金事務所などでは、番号をそれぞれの方法で管理をしていました。結婚や住所変更の管理が大変だったが、この番号を使うことでスムーズの確認できるようになります。もう一つは、国民の利便性の向上があげられます。市役所とか都道府県や国の機関で専用のネットワークで情報を確認できるようになります。年金請求時の添付書類が減るようになります。手間を軽減するようになります。この他に個人番号カードを申請するとこれを使った利便性の向上を考えています。

主に行政の効率化の部分ではありますが、アメリカや韓国ではすでに導入がされていますが、それに伴い被害のほうも出ていますので、それを反省材料に防止の制度が取り入れられています。

具体的に 12 桁の番号を使って何に使うのかというと、2 ページ目ですが、今年 1 月からマイナンバーを提示するようになっているのが、おもに社会保障、税の関係の分野になります。市役所とかで、すでに提示いただいているかもしれません。国民健康保険や介護など福祉の分野で使うようになります。あと、保険会社や金融機関で一定以上の支払いがある場合は、マイナンバーの提示をお願いされる場面があると思います。会社にお勤めの方

は会社のほうへマイナンバーを提示ください。これは源泉徴収、健康保険、雇用保険の手続きで雇用主が税務署とかハローワークに提出必要があるので、マイナンバーをみなさんに提示していただくようになります。学生とか主婦についても、パートとかアルバイトとかの場合も会社のほうへマイナンバーを提示するようになります。3ページ目は、市役所の手続きの窓口の案内になります。国民健康保険・後期高齢者・介護保険・子育て・転出転入転居等でも必要となります。またよく質問があるのですが、証明書発行関係はマイナンバーは必要ありません。従来どうり身分証明するものがあれば結構です。給付とは各種サービスを受給するための手続きにマイナンバーは使います。

では実際、1月から手続きがどのように変わったのかというと4ページ目をご覧ください。これは申請書手続きのイメージですが、従来は名前、生年月日、住所を書いて身分証明の確認をさせていただいていましたが、今後は個人番号の欄が追加になっていますので、そこにマイナンバーの個人番号を記入していただくようになります。その際の確認として、通知カードが必要になります。なりすまし防止のためです。ご協力をお願いします。ただ、持参することを忘れた場合なども手続きはできますが、本人確認の同意をすることが前提となります。仮にマイナンバーカードを持っておられれば本人と番号の確認が1枚で終わってしまいます。今後、マイナンバーの手続きは番号の確認と本人確認の2種類になります。よろしくをお願いします。

5ページ目は、民間事業者の対応ですが、事業主は源泉徴収や健康保険や厚生年金の手続きにマイナンバーの書類に個人ナンバーを記入する必要があります。そのため、従業員の皆様から個人番号を提示してもらうこととなります。あと、講師謝礼や不動産支払いなどもマイナンバーの提示が必要となっています。そのために、国が一定の基準を示しています。それが6ページになります。今までも個人情報を管理しているので、それにさらにマイナンバーを含んだワンランク上の取り扱い方法を個人情報保護委員会がガイドラインとして出しています。大手企業だときちんと管理できますが、中小企業は難しい部分もあるとは思いますが、個人情報を持つうえでどう利用するのかを把握して安全管理を徹底するようにしています。

それでも不安はあると思います。それが7ページ目に記入してあります。よく言われる情報漏えいの不安です。国による一元管理するのではといわれれますが、従来どおり分散管理をします。ネットワークでつながることが一元管理になるのではとされていますが、通信は暗号化されており、アクセスは法律で制限されています。また、なりすましは本人確認と番号確認の2種類でチェックするようになっていきますので、他人によるなりすましを防止するようになっていきます。

あと罰則の強化の部分ですが、たとえばマイナンバーを含む個人情報を他人に渡したりすると懲役4年または200万円以下の罰金など従来より強化されています。

仮に番号が盗まれて一人歩きしたとしても、そう簡単の情報に結びつかないような仕組みになっています。このように情報漏えいできないように制度設計されています。一方で皆さんの身近なところで注意をお願いしたいのが8ページ目にあります。便乗詐欺、特殊詐欺にご注意いただきたいです。「制度がわからないことに付け込んで不安をあおりだましとろうとする手口です」。複数人で何日もかけて電話をかけてくることがあります。よくあるのが名義貸しです。最近あったのが、「自身の住所が避難場所に指定されているのを解除するのに電話番号を教えて欲しいというものでした。マイナンバーは直接関係なかったが、教えてしまった。」、そのあと弁護士を名乗るものが電話してきて「それは名義貸しに当たる」ということで取り消し手数料を要求され、怖くなってお金を渡してしまったというものです。

マイナンバーについて電話で聞くことはありませんので、警察や市役所に連絡してください。マイナンバーというはやりの言葉を使って人をだまそうとする悪いものがあります。昨年度島根県でも、特殊詐欺被害が3億円程度報告されています。70歳から80歳で女性が多いと聞いています。少しでもおかしいと思ったら相手にしないようにお願いします。

続いては9ページですが、1月から利用がスタートしましたが、今後マイナンバーを使った利用拡大が考えられています。手続きの部分でマイナンバー利用が検討されています。昨年9月に法律が改正され預金口座へ付番や特定検診などに30年を目途に利用することになっています。戸籍やパスポートの手続きに拡大を考えています。あとマイナンバーのICチップの空き容量を利用して便利なプログラムを入れることができます。ポイントカード、図書カード、印鑑登録カードなどと一体化させることができます。あとコンビニ交付ができるようになります。自治体によって時期は違いますが、松江市では来年1月をめどに手続きを進めています。これを利用するときマイナンバーカード、個人番号カードが必要となります。

10ページ目ですが、もうひとつ国が進めているマイナポータルサービスです。日本語では情報提供等記録開示システムというものです。自分で行政が持っている情報を自分で見ることができるシステムになります。簡単にいえばホームページで自分の情報とか手続きした際の情報が確認できるものです。このほかにもシステムを使って、予防接種のお知らせや電子決済や電子私書箱は保険・住宅の手続きをホームページで一括でできるように考えられています。将来はいろいろな手続きをワンストップでやりたいと国は考えています。これにはマイナンバーカードが必要になります。E-taxのように家のパソコンにカード読み取り装置をつけていただいてこれにより手続きをするサービスになります。

以上で概要の説明は終わります。



市民生活相談課の庄司と申します。私からは2種類のカードとその違いについてお話しします。

資料は11ページになります。10月4日から配り始めた通知カードですが、松江市は11月に入ってから配りました。法的には3か月保管することになっていますが、まだ届いていない方がおられましたら市民課へ連絡をお願いします。12ページは封筒のなかに通知カードが入っていたと思います。上部が通知カードと言われているものです。12桁

の番号と名前と住所、生年月日と性別が記載されています。マイナちゃんが書かれている裏面は裏書部分になります。転居した場合に記入する部分になります。中段がマイナンバーカード申請書になります。マイナンバーカードは国で一括作成していますが4か月くらい遅れとなっています。マイナンバーカードは必ず申請しなくてもよい。通知カードと身分証明できる書類があれば、申請が終わります。ただマイナンバーカードは表面が身元証明書、裏面が番号の証明書になっています。手続きが1枚のカードでできる便利なものです。

カードの表面は通知カードにない顔写真があります。公式な身元証明書として使えます。ただ、裏面は番号の証明になっていますので、レンタルショップ等でコピーをさせないようにしてください。ICチップの中に電子証明のキー等が入っています。E-taxなど電子申告が可能となっています。カードの中に所得情報などは入っていないので安心してください。14ページになります。通知カードとマイナンバーカードの違いですが、通知カード

のほうは有効期限がありません。マイナンバーカードの場合は10回目の誕生日までとなります。20歳未満は5回目の誕生日までです。マイナンバーカードは希望者のみとなっています。再発行には通知カードは500円、マイナンバーカードは800円の手数料がかかります。

15 ページですが、住基カードをお持ちの方は、今回の有効期限を持ってマイナンバーカードに役割が移ることになります。住基カードは市町村で作成でき即日お渡しできましたが、マイナンバーカードは国で作成しますので現在では実質3ヶ月から4ヶ月待ついただきますようになります。住基カードをお持ちの方は、期限が切れる前にマイナンバーカードに切り替えていただきたいと思います。

16 ページですが、マイナンバーカードの申し込み方法について書いてあります。インターネットあるいはスマホで申請する方法があります。メリットは本人のスマホである必要はありません。写真は本人である必要がありますが、家族のスマホでも申請は可能です。送付されてきた交付申請書を郵送していただければ申請ができます。無いかたは市民課で発行することができますので、申し出ていただければ可能です。

17 ページには郵送の際の注意事項が書いてあります。顔写真については一般的な免許証などと同じです。18 ページには、以降の流れが書いてあります。申請後、国から市役所に個人番号カードが届きます。このカードに暗証番号を入れてもらう必要がありますので市役所から封筒で案内をします。届きましたら暗証番号設定依頼書、印鑑等必要な書類をお持ちになって窓口で手続きをしていただきます。通知カードは返納をしていただきます。19 ページはマイナンバーカードを紛失した場合でも、すぐに問題が発生するわけではありません。暗証番号を裏面に書いたりしないでください。

20 ページですが、よくある質問ですが、通知カードを持ち歩いたほうがよいのかという質問があります。役所の手続きをする回数は多くないと思いますので、持ち歩く必要はないかと思います。マイナンバーカードは表面が身分証明になっていますので、持ち歩いても結構かと思います。通知カードを無くされた際には市役所に連絡をいただければ再発行が可能です。交付申請は義務化どうかの質問ですが、義務ではありません。何か困ったことがあれば、なんでも問い合わせをいただければと思います。

以上でご説明を終わります。ありがとうございました。

まだ、時間がありますので質問を受けたいと思います。

Q: 通知書は原本持参になるのでしょうか？

A: 原本を見せていただくようになります。

Q: 職場ではバーコードをスキャナーしてパソコンを使ってセンターに送る方法をしようとしたが、そのあたりはどうか？ファイルが読み込めなかった。

A: 把握をしていなかったが、市役所ではコピーをできるがことは確認できた。

お札などはコピーできないが、それと同じかどうかわからない。帰ってから確認してみたい。

Q: マイナポータルのことですが、自分の情報が勝手に使われるのが心配だが、理想は今自分の情報がどこに存在していてどこで使われているのかがわかればよいと思うが。

もう一つ、公的な監視をするセキュリティシステムはあるのか？

A:最初の質問はマイナポータルで実現する予定であるが、基本的な部分になると思う。見る方法は、ホームページを見るようなやり方になります。そのためにはマイナンバーカードが必要になります。見れないような方は市役所のほうで見えるようになっています。セキュリティの監視体制はある。総務省と第三者期間の保護委員会とで対応するようになっている。システム的には対処できるが、悪意をもった人的な行為には後手に回る可能性はある。

Q:現在、意識ない人について代行でやっているが委任状が必要か？保険証の控えと後期高齢者証の控えで今まではできたが、どうか？

A:マイナンバーカードを受け取る時に委任状が必要かという、長期入院者については委任状とお医者さんの診断書等が必要。本人が委任状をかけない場合はケースバイケースなので市民課へ相談してほしい。可能限り対応させていただきます。

Q:今、株の税制は分離課税ですが、証券会社からマイナンバーを出せと言われているが、全部把握してしまうのか？

A:源泉分離で税制上なっているので、それをもとに課税されることはない。従来と変更はない。公平は税負担を求めることになる。

Q:高額医療の申請をしたとき、窓口で世帯主の番号を教えてくださいと言われた。世帯主の番号が必要な場合があれば手続き等教えてください。

A:国民健康保険あるいは高額医療の還付等については、世帯主の申請しか受けられないものがいくつかある。詳細は不勉強なので覚えていないので、わかるように職場に周知します。

Q:私、自治会長をしまして、米子市は自治会長に通信連絡費がでる。コピーを送ることを断っているが可能か。

A:可能です。報酬の受取人が拒んだ場合はその旨を記載して報告すればよい。罰せられることはない。(通知文書もある)

Q:講演を依頼された場合の役所から謝礼も断ることは可能か？同じ考えでよいか？

A:住所等が把握されていれば、いまのところは問題はないかと思います。

Q:義務ではないとのことだが、確定申告には必要か？

A:通知カードだけで結構です。来年の確定申告からは必用となる。国税は記入欄が設けられている。市のコーナーでは、忘れても問題はない。(文責・石川直樹)

